

駐車監視員活動ガイドライン

【町田 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	国道16号	大和バイパス	鶴間7-32先	鶴間1-1-38先都県境境川	8-20
2	国道246号		南つくし野2-30先	鶴間4-19先元東京女学館町田キャンパス	8-20
3	都道141号～主要地方道47号	町田街道	鶴間8-23先～金森郵便局前交差点～三塚交差点～常盤町3170番先		8-20
4	市道	旧町田街道	原町田2-6先三塚交差点	旭町2-8先滝の沢交差点	8-20
5	主要地方道～市道	町田駅前通り (町田根岸線)	原町田2-6先三塚交差点	根岸町1007-15先箭幹八幡交差点	8-20
6	主要地方道18号～主要地方道52号	鎌倉街道	小野路町3332番先～今井谷戸交差点～菅原神社交差点～森野5-1先森野橋の間		8-20

7	主要地方道19号～都道139号～主要地方道3号～市道	鶴川街道	真光寺2-1先～鶴川駅東口交差点～金井入口交差点～金井1丁目交差点～菅原神社交差点～中町1-20先中町交番前交差点～原町田6-20原町田中央通り交差点	8-20	
8	主要地方道57号	芝溝街道 鎌倉街道 鶴川街道	根岸1-6先山根橋の間～図師交差点～新袋橋交差点～野津田町955番先綾部交差点／～大蔵交差点／～金井入口交差点	8-20	
9	主要地方道47号～主要地方道57号～主要地方道47号	町田街道バイパス	常盤町3560番先常盤駐在所北交差点	木曾東4-11先木曾団地南交差点	8-20
10	市道	団地いちょう通り	木曾西4-1先境川団地北交差点～木曾交差点～山崎団地入口交差点～千代ヶ丘入口交差点～金井1-1先金井一丁目交差点	8-20	
11	市道	-	金森東3-5先	金森東3-1先	8-20
12	市道	やなぎ通り	金森東2-23先～金森図書館前交差点～小川柳谷戸交差点～つくし野三丁目交差点～つくし野3-21先つくし野交差点	8-20	
13	都道140号	成瀬街道	原町田2-8先高ヶ坂橋西交差点	成瀬5-21先都県境	8-20

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	小田急、JR町田駅周辺	8-20	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	小田急線鶴川駅、玉川学園前駅周辺	8-20	
2	鶴間地区及び周辺	8-20	
3	つくし野駅周辺	8-20	
4	忠生・根岸地区及び周辺	8-20	
5	藤の台団地周辺	8-20	
6	木曾山崎団地周辺	8-20	
7	成瀬駅周辺	9-19	
8	成瀬台地区	8-20	
9	鶴川地区	8-20	
10	本町田地区	8-20	
11	野津田公園周辺	8-20	